政令

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十四号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部網走の項中「一〇二度」を「九〇度」に、「一九二度一、〇二五メートル」を「一八〇度一、二三〇メートル」に改め、同部天塩の項中「北緯四四度五二分一一秒東経一四一度四四分四秒」を「北緯四四度五二分一二秒東経一四一度四四分四秒」に改める。

別表第一東京都の部波浮の項中「一三三度二〇七メートル」を「一三四度三〇分一九〇メートル」に、「二〇〇メートル」を「四五〇メートル」に改める。

別表第一京都府の部舞鶴の項中「夕潮橋」を「前島みなと歩道橋」に改める。

別表第一山口県の部徳山下松の項中「椎木岬（北緯三四度二分五〇秒東経一三一度四一分二〇秒）から大津島丸山鼻」を「赤崎三角点（七一メートル）（北緯三四度二分四二秒東経一三一度四〇分三〇秒）から郷屋三角点（一四二メートル）（北緯三四度一分五秒東経一三一度四二分二九秒）」に、「笠戸島三角点」を「笠戸嶋三角点」に改める。

別表第一長崎県の部瀬戸の項中「雪ノ浦橋下流の雪ノ浦川水面」を「板浦三角点（二〇九メートル）（北緯三二度五六分五三秒東経一二九度三八分四七秒）から一五二度三、三九〇メートルの地点から一〇五度に引いた線以南の雪浦川水面」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、別表第一山口県の部徳山下松の項の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

（港湾運送事業法施行令の一部改正）

2　港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二徳山下松の項中「椎木岬（北緯三四度二分五〇秒東経一三一度四一分二〇秒）から大津島丸山鼻」を「赤崎三角点（七一メートル）（北緯三四度二分四二秒東経一三一度四〇分三〇秒）から郷屋三角点（一四二メートル）（北緯三四度一分五秒東経一三一度四二分二九秒）」に、「笠戸島三角点」を「笠戸嶋三角点」に改める。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省令

○国土交通省令第六十五号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項及び第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一舞鶴の部第二区の項中「夕潮橋」を「前島みなと歩道橋」に改める。

別表第二仙台塩釜の部を次のように改める。

仙台塩釜	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　地蔵島灯台（北緯三十八度十九分二十二秒東経百四十一度四分十六秒）から二百六十八度二千二百九十メートルの地点 二　地蔵島灯台から二百七十八度三十分三百六十五メートルの地点 三　地蔵島灯台から二百十七度五十メートルの地点 四　地蔵島灯台から九十八度二千五百六十メートルの地点 五　地蔵島灯台から百九度三十分四千八百三十メートルの地点 六　地蔵島灯台から二百六十四度三十分二千二百八十五メートルの地点 七　地蔵島灯台から二百五十八度三百八十メートルの地点 八　地蔵島灯台から二百度百八十メートルの地点 九　地蔵島灯台から百一度二千五百三十五メートルの地点 十　地蔵島灯台から百十一度四千八百五メートルの地点

附　則

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。